

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和6年3月19日午前9時00分琴平町総合センター2階大ホールに召集する。

出席委員		欠席委員			
3	山田 悟	10	西島 好弘	7	宮武 悟
1	大森 薫之	11	山本 修司		
2	都村 尚志				
4	神餘 哲夫				
5	西山 盟				
6	高尾 剛				
8	大場 重信				
9	宮脇 久雄				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 植田 康紀

<議事日程>

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 議案第4号 非農地判断について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は5番の西山委員と、6番の高尾委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、町道苗田本村線と町道古川線の交差から西へ約350mに位置する農地です。労働力不足により農地の維持が困難となっている譲渡人と経営規模の拡大を図りたい譲受人との間で話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農地を維持することが困難となっていた譲渡人と農地を探していた譲受人との間で話がまとまり、今回の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 農地法第4条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書5ページをご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
場所は、国道319号線と町道古川荒井線の交差の南西側に位置する農

地となります。

申請地は令和4年の地籍調査において地目を雑種地から畑とすることで承認したが、令和5年7月頃に申請地に隣接する空き店舗において自動車販売及び修理等を経営する方から貸駐車場として借りたい旨の依頼があった。申請者は地籍調査のことを忘れており登記事項証明はまだ地目が雑種地であったため貸借の契約を行った。しかし、令和5年12月に国土調査による成果として畑に地目変更され、現況は農地以外の利用をしているため、無断転用の解消をするということで今回の申請となりました。公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第4条6項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。申請者の農地法の認識不足等でのようなことになったようです。周辺農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や隣接する農地の所有者との調整も完了していますので問題ないと思われます。どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第4条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農地法第5条計画変更申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書6ページをご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、県道丸亀三好線と町道馬場線の交差、大井神社から南へ約10

0 m、仲多度南部消防組合消防本部の東隣に位置する農地です。

2階建て共同住宅1棟を予定していましたが、申請者のニーズ等の変更により平屋建て賃貸住宅4棟に計画が変更となったため今回の申請となりました。また、工期が遅れているため、工期の延長を変更もしました。添付書類等も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第3号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。計画では2階建ての共同住宅を建てる予定でしたが、申請者の計画変更により平屋建ての賃貸住宅4棟を建てることとなりました。また、工期も遅れているため工期延長をするため計画変更の申請をするものです。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農地法第5条計画変更申請について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第3号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第4号 非農地判断**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 非農地判断についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書 議案の7ページをご覧ください。
申請者、申請地、経緯、目的などについて読み上げて説明。
場所は、町道中学校線と町道琴小本条線の交差から北へ20mに位置する農地です。昭和40年ごろより周囲をコンクリートブロックで区画し農業用倉庫として利用されてきました。宅地としての利用がおおよそ50年以上経過していると思われ、面積も狭く田としても畑としても利用しづらい

という判断で非農地証明願を受理致しております。

会長 議案第2号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。宅地として利用されて50年以上経過していることや、面積も狭く農地として利用することが困難であるということで非農地証明としても問題ないかと思えます。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 議案第4号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第4号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第4号 非農地判断について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第4号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第5号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1～7について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

よろしく願いいたします。

会長 議案第5号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第5号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

 全員挙手により賛成でありますので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

 「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 令和5年度における農業委員会活動記録簿の提出について周知。

会長 次回は、令和6年4月22日（月）午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。